

公益社団法人 映像文化製作者連盟

定 款

平成 22 年 8 月 6 日 公益社団法人映像文化製作者連盟として認定。
平成 24 年 6 月 5 日 定款一部変更認可。
平成 27 年 6 月 3 日 定款一部変更認可。

公益社団法人映像文化製作者連盟 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、公益社団法人映像文化製作者連盟（英文名 JAPAN ASSOCIATION OF AUDIOVISUAL PRODUCERS,INC.）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本法人は、理事会の議決を得て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、映像文化並びに映像産業の振興を通じて、わが国の教育・文化の向上、産業・経済の発展に貢献し、広く公益に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 映像コンテンツの質的改善を図るための映像祭の主催。
- (2) 映像コンテンツの国際交流推進。
- (3) 映像コンテンツ製作の実態に関する調査及び研究。
- (4) 映像コンテンツに関する著作権の擁護及びその知識の普及啓発。
- (5) 映像コンテンツの利用促進。
- (6) 映像コンテンツ製作技術の調査及び研究。
- (7) 映像コンテンツ業界の発展と振興に関わる提言事業。
- (8) 公共団体等の映像コンテンツの普及啓発事業への協力。
- (9) 前号に掲げるもののほか、本法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社 員

(法人の会員)

第5条 本法人の会員は、正会員、準会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 2 正会員は、本法人の目的に賛同して入会する映像製作事業及びこれに関連する事業を営む法人とする。
- 3 準会員は、本法人の目的に賛同して入会する映像製作を行い、又は行おうとするものとする。
- 4 賛助会員は、前二項に該当しないもので、本法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

(会員資格の取得)

第6条 本法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者として、本法人に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、代表理事に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届けを代表理事に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(退 会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 法人が解散し又は破産したとき。
- (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(5) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他拠出金品は返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月末迄に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の議決権の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

4 前条第2項第2号の規定により請求のあったときは、代表理事は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第17条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちからその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上20人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1名を会長、6名以内を常任理事とする。
 - 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常任理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、第2項で選定された常任理事より副会長2名以内、専務理事1名以内を選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理する。
- 4 専務理事は、常勤の理事とし、会長及び副会長を補佐して業務を掌理する。

(監事の職務・権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬として支給することができる。

(顧問及び名誉会員)

第28条 本法人に、任意の機関として顧問2名以内、及び名誉会員を置くことができる。

2 顧問及び名誉会員は、学識経験者又は本法人に功労のあつた者のうちから、理事会が選出し、社員総会の決議をもつて決定する。

3 顧問は、本法人の運営に関して会長の諮問に答える。

4 顧問及び名誉会員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

5 第25条の規定は、顧問及び名誉会員について準用する。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもつて構成する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長、専務理事、その他の常任理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面をもつて開催の請求があつたとき。

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日々の7日前までに通知しなければならない。
- 4 前条第2号の規定により請求のあったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれにあたる。

(定足数)

第34条 理事会は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、当該理事会に出席した会長及び監事が記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第37条 別表の財産は、この法人の基本財産となる。

- 2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(資産の構成)

第38条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 移行登記の際に財産目録に記載された財産

- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他

(経費の支弁)

第39条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合において、当該事業年度の開始の日から90日以内に総会の議決を得るものとする。

2 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、社員総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決、その他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に

掲載する方法による。

第10章 補 則

(委員会)

第49条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会はその決議により委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第50条 本法人は、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

(実施細則)

第51条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。